

令和6年度就学援助制度のお知らせ

就学援助制度は、経済的困窮により就学が困難な児童・生徒に対して、大井町立小・中学校に納める費用等の一部を援助しようとする制度です。(年度毎に申請が必要です。)

(1)対象

- ①生活保護法に基づく保護を受けている家庭(※修学旅行費のみ支給対象となります)
- ②全同居者の令和5年の収入等から算出した額の合計額が「大井町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費認定要綱」の認定基準に適合する家庭(※裏面「目安」をご参照ください。)

(2)援助内容

児童・生徒の学年に応じ、次の額(予定)を指定の口座に振込みます。

前期分は9月末、後期分は3月末の振込となります。

(単位:円)

		新入学 学用品 費※1	学用品費等		給食費※2		就学旅 行費※2	合計
		前期	前期	後期	前期	後期	前期	※2
小学 校	1年	57,060					-	97,790
	2~ 5年	-	6,615	6,615	12,500	15,000	-	40,730
	6年	-					22,690	63,420
中学 校	1年	63,000					-	117,740
	2年	-	12,520	12,520	13,500	16,200	-	54,740
	3年	-			13,500	13,500	60,910	112,950

※1 令和5年度に前倒し支給を受けている方については、新入学学用品費は支給できません。

※2 給食費、就学旅行費は上限額を記載しています。実際の支給額は上限額の範囲内で実費相当分となります。

※ 生活保護を受けている家庭につきましては、修学旅行費のみの支給となります。

※ 決定後、申請内容に変更等があった場合は、支給を中止する場合がございます。

※ 費目毎の支給額は国の援助基準に基づき決定するため、変更となる場合がございます。

(3)申請

教育委員会又は町ホームページにある申請用紙に必要事項を記入のうえ、次の添付書類を添えて教育委員会教育総務課に提出してください。

<添付書類>

- ① 児童扶養手当、各種年金(老齢年金を除く)を受給されている方は受給年額が分かるもの
- ② 借地・賃貸物件等にお住まいの方は、契約者名と賃借料が分かる契約書や領収書
- ③ 令和6年1月2日以降に大井町に転入してきた方は、同居者等の前年(令和5年)の収入を証明する書類(源泉徴収票(写)、確定申告書(写)、課税証明書等のいずれか)

※同居者等とは、住民登録上の世帯分離の有無を問わず、実際に同居している方全てが対象となります。

※課税証明書等は令和6年1月1日に住所のあった市町村で取得できます。証明書の発行手数料や発行可能時期は、市町村により異なります。証明書の発行時期が6月以降であり、申請に間に合わない場合は、申請書提出時に御相談ください。

<提出期間>

令和6年4月1日(月)~令和6年5月31日(金)

※申請は2月末日まで可能ですが、その場合は中途認定となり、支給額が減額されます。

(4)決定

決定にあたっては学校長及び民生委員に意見を求めます。民生委員が御自宅に伺うこともありますので御承知ください。審査結果は8月から9月に通知いたします。

提出書類に不備や虚偽の申告があった場合は認定を取り消す場合があります。

< 認定目安 >

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入額
2人	父または母1人・小学生1人	～230万前後
2人	父または母1人・中学生1人	～250万前後
3人	父または母1人・小学生2人	～300万前後
3人	父または母1人・小学生1人・中学生1人	～320万前後
3人	父または母1人・中学生2人	～340万前後
4人	父母・小学生2人	～330万前後
4人	父母・小学生1人・中学生1人	～340万前後
4人	父母・中学生2人	～360万前後

※表中の目安となる収入は、収入のある方全員の合計金額となります。また、世帯の年齢構成、家賃の有無等により異なりますので、あくまでも目安としてください。

※認定か否かについては、お問い合わせいただいてもお答えできません。

町ホームページに試算用シート(Excel)をアップしていますので、そちらをご活用ください。

(試算用シートは認定を保証するものではありません。目安としてご活用ください。)

